

# 特定外来生物による生態系等への被害の防止に関する法律

## 法律の目的

- 特定外来生物による**生態系**、**人の生命・身体**、**農林水産業**に係る被害の防止

### 特定外来生物（政令指定：162種類）

- 生態系、人の生命・身体若しくは農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物について、学識経験者から意見を聴取した上で指定。
- 規制の概要
  - ・飼養・栽培・保管・運搬（飼養等）の禁止（大臣の許可が必要）
  - ・許可者以外は**輸入禁止** ・許可者以外への**譲渡禁止**
  - ・野外への**放出等の禁止**（大臣の許可が必要）
- 防除の実施
  - ・国、都道府県（共同実施の市区町村含む）は**公示して防除を実施**
  - ・市町村、民間等は国の**確認、認定**を受けて防除

### 要緊急対処特定外来生物（ヒアリ類4種）

まん延した場合には著しく重大な被害が生じ、著しい支障を及ぼすおそれがあるため、発見した場合には拡散防止の措置を緊急に行う必要がある生物

- ・通関後の**物品、土地、施設等の検査**
- ・付着等の疑いのある**物品や土地等の検査**
- ・付着等している物品等の**移動制限、禁止**
- ・ヒアリ類が付着等していた場合の**消毒**  
などの命令がかけられることがある
- ・事業者がとるべき措置の**対処指針**を策定

### 条件付特定外来生物

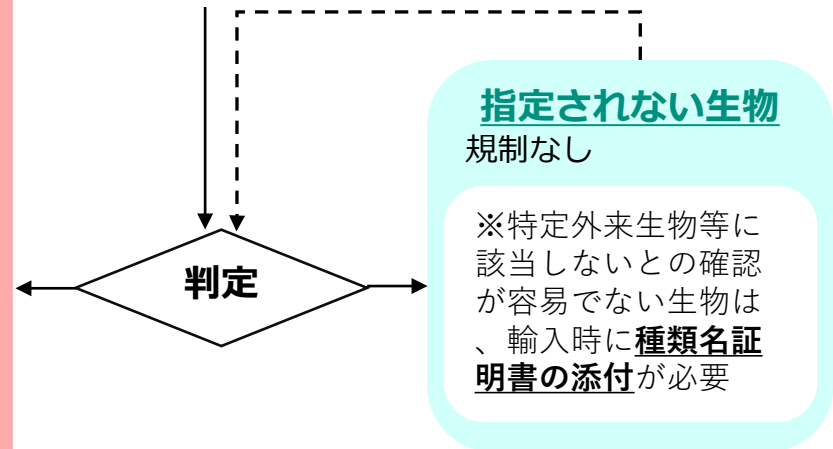
（アカミミガメ、アメリカザリガニ）

特定外来生物の規制の一部が適用除外され、

- ・販売・頒布等目的の飼養等
- ・販売・頒布等目的の譲渡し等
- ・輸入、放出等 が禁止

### 未判定外来生物（省令指定：52種類）

- 生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである**疑いがある外来生物**
  - ・輸入者に届出義務
  - ・判定が終わるまでの**一定の期間、輸入を制限**



### その他：

- ・国、地方公共団体、事業者、国民の責務
- ・生息調査のための立入調査
- ・許可者への報告徴収及び立入検査
- ・情報収集、国際協力、普及啓発等の規定